

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	国民健康保険の給付に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

ふじみ野市は、国民健康保険の保険給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

国民健康保険の保険給付に関する事務においては、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による情報の不正入手、不正使用、情報漏えい等の対策として、契約において、個人情報保護条例及び情報セキュリティポリシーに基づき、「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」を遵守させ、かつ、受託者から「個人情報の取扱いに関する特記仕様書の項目遵守確認表」を提出させ、個人情報の保護を積極的に進めている。

## 評価実施機関名

埼玉県 ふじみ野市長

## 公表日

令和6年3月22日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険の保険給付に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法等の規定に基づき、レセプトの管理、申請書の受理、特定疾病療養受領証・限度額適用認定証等の発行、高額療養費や療養費等の現金給付、高額介護合算の証明書発行、統計処理等を行う。また、高額該当の引継ぎ業務(同一県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理)に関する被保険者情報を国保情報集約システムと連携させる。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認            ②被保険者の給付等に係る所得区分の判定の確認            ③中間サーバーを使用した情報照会・提供事務            ④オンライン資格確認の準備業務</p>
③システムの名称	国民健康保険(資格)システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 国保総合システム 国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル 資格情報(個人)ファイル 資格情報(世帯)ファイル 世帯所得区分情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一30項 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二の以下の項 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,43,58,62,78,80,87,93,97,106,109,120 番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 保険・年金課
②所属長の役職名	保険・年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 契約・法務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民生活部 保険・年金課



## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月22日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月22日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年2月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の16、30の項番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第5号、総務省令第5号)第16条、第24条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一30項	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
平成31年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条7号、別表第二の42,43の項番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第7号)第25条、第25条の2  (情報提供) 番号法第19条7号、別表第二の1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120の項番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府令第7号、総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第22条の3、第25条、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 ※別表第二の30,39,58,88に係る主務省令未公布	番号法第19条7号、別表第二の以下の項1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,43,58,62,78,80,87,93,97,106,109,119	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
平成31年2月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	保険・年金課長 永倉 秀雄	保険・年金課長	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
平成31年2月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成29年4月1日 時点	平成30年12月12日 時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
平成31年2月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月1日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価の再実施に伴い、評価書の見直しを実施
令和2年2月14日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成30年12月12日 時点	令和2年2月3日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和2年2月14日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成30年12月1日 時点	令和2年2月3日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和2年2月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	国民健康保険(資格)システム 統合死名システム 中間サーバー・ソフトウェア 住基ネットCS 次期国保総合システム 国保情報集約システム	国民健康保険(資格)システム 統合死名システム 中間サーバー・ソフトウェア 住基ネットCS 次期国保総合システム 国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	事務の追加に伴う重要な変更であるため
令和2年2月14日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一30項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一30項 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	事務の追加に伴う重要な変更であるため
令和2年2月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7項、別表第二の以下の項1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,43,58,62,78,80,87,93,97,106,109,119	番号法第19条第7項、別表第二の以下の項1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,43,58,62,78,80,87,93,97,106,109,119 番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	事務の追加に伴う重要な変更であるため
令和2年2月14日	IVリスク対策-8. 監査	未入力	内部監査	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和2年2月14日	表紙-公表日	平成31年2月1日	令和2年2月14日	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和2年3月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	国民健康保険法等の規定に基づき、レセプトの管理、申請書の受理、特定疾病療養受領証・限度額適用認定証等の発行、高額療養費や療養費等の現金給付、高額介護合算の証明書発行、統計処理等を行う。また、高額該当の引継ぎ業務(同一県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理)に関する被保険者情報を国保情報集約システムと連携させる。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の給付等に係る所得区分の判定の確認 ③中間サーバーを使用した情報照会・提供事務	国民健康保険法等の規定に基づき、レセプトの管理、申請書の受理、特定疾病療養受領証・限度額適用認定証等の発行、高額療養費や療養費等の現金給付、高額介護合算の証明書発行、統計処理等を行う。また、高額該当の引継ぎ業務(同一県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理)に関する被保険者情報を国保情報集約システムと連携させる。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②被保険者の給付等に係る所得区分の判定の確認 ③中間サーバーを使用した情報照会・提供事務 ④オンライン資格確認の準備業務	事前	事務の追加に伴う重要な変更であるため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	国民健康保険(資格)システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 住基ネットCS 次期国保総合システム 国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等	国民健康保険(資格)システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア 国保総合システム 国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	事務の追加に伴う重要な変更であるため
令和2年3月30日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 宛名情報ファイル	国保資格ファイル 国保負担区分ファイル 資格情報(個人)ファイル 資格情報(世帯)ファイル 世帯所得区分情報ファイル	事前	事務の追加に伴う重要な変更であるため
令和3年2月8日	表紙-公表日	令和2年2月14日	令和3年2月19日	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和3年2月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年2月3日 時点	令和3年2月19日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和3年2月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年2月3日 時点	令和3年2月19日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年1月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二の以下の項 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,43,58,62 78,80,87,93,97,106,109,120 番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法第19条第8号、別表第二の以下の項 1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,43,58,62 78,80,87,93,97,106,109,120 番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年1月14日	表紙-公表日	令和3年2月19日	令和4年1月14日	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年12月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年2月19日 時点	令和4年12月27日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年12月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和3年2月19日 時点	令和4年12月27日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和4年12月27日	表紙-公表日	令和4年1月14日	令和5年2月10日	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和6年3月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年12月27日 時点	令和6年3月22日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施
令和6年3月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年12月27日 時点	令和6年3月22日 時点	事後	特定個人情報保護評価書の見直しを実施